

令和5年6月22日（木）
農林水産部農業経営課長 江寺広行
TEL 029-301-3862（内線 3850）

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に伴う災害に係る 県農林漁業災害対策特別措置条例の適用について

今般の災害による農林水産業関係の被害が、大規模（推計被害額510,740千円、6月19日（月）時点）かつ複数の市町村において広域的に発生していることから、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を適用することとし、本日22日（木）、指定災害として告示しました。

今後、市町村からの申請に基づき、一定の要件（参考1参照）を満たす地域を被害地域として告示し、被害を受けた農業者等を支援するため、下記のとおり、病気まん延防止のための薬剤購入費に対する助成や、経営資金の借入に対する利子補給などの措置を実施してまいります。

記

1 県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく助成措置

(1) 補助事業

被害農業地域等を有する市町村が補助対象農業者等に対して助成を行った場合、県はその助成費用の一部を当該市町村に補助する。

区分	対象者の被害率	負担割合			対象事業
		県	市町村	農業者	
樹草勢回復用肥料購入費補助	農作物：30%～ 果樹：30%～	1/3 (2/5)	1/3 (2/5)	1/3 (1/5)	樹草勢回復用の肥料の購入費用 ※左記()内は被害率70%以上の場合
病虫害防除用薬剤購入費補助	農作物：30%～ 果樹：30%～	1/2	1/2	—	病虫害の共同防除用の薬剤の購入費用
代作用種苗肥料購入費補助	農作物：70%～	2/5	2/5	1/5	代作用の種苗、肥料の購入費用
種苗購入費補助	農作物：70%～	1/2	1/2	—	再生産用の種子、苗等の購入費用

(2) 融資事業

被害を受けた農業者等に資金を融資する金融機関に対し、市町村が利子補給を行い、県は市町村に補助する。

区分	対象者	資金使途	貸付限度額	貸付利率	償還期限
経営資金	被害農業者等	種苗、肥飼料、農薬等の購入、その他農業経営に必要な資金	一般：200万円又は損失額の45%のいずれか低い方 果樹：500万円又は損失額の55%のいずれか低い方	無利子化	3～6年
施設復旧資金	被害農業者	農舎、堆肥舎、温室等の復旧	個人 200万円 共同利用施設 2,000万円	〃	12年 (共同利用施設は15年)
事業資金	被害組合	事業運営資金	農協 2,500万円 連合会 5,000万円	〃	3年

<利子補給の内容>

経営資金：県 2/3、市町村 1/3 施設復旧資金：県 1/2、市町村 1/2 事業資金：県 10/10

【参考1】被害農業地域の主な要件

- (1) 旧市町村^(※1)の全部若しくは一部の区域内において、総農業者中に含まれる被害農業者^(※2)の数が10%以上であるとき

※1 旧市町村：昭和28年9月30日現在の市町村

※2 農作物の平均収穫量に対する減収量30%以上 かつ 損失額が平年の収入額の10%以上 などの一定の要件あり

- (2) 旧市町村の全部若しくは一部の区域で、その区域内の被害農業者中に含まれる特別被害農業者^(※3)の数が10%以上であるとき ほか

※3 農作物の平均収穫量に対する減収量30%以上 かつ 損失額が平年の収入額の50%以上 などの一定の要件あり

【参考2】今後のスケジュール（見込）

時 期	項 目
6月 2日（金）～3日（土）	災害発生
6月22日（木）	指定災害の告示(県報登載)
6月下旬	市町村からの条例適用申請受付開始
7月以降	被害地域指定の告示（県報登載） 補助金交付手続き

【参考3】過去の災害条例適用状況（H29年度以降）

発生年月日	災害名	被害地域	主な被害作物等	被害金額 (千円)
H29. 6. 16	降ひょう	桜川市、石岡市、つくばみらい市 等	パインハウス、葉タバコ、ナシ、キャベツ等	486, 128
H30. 10. 1	台風第24号	坂東市、小美玉市、つくば市、石岡市 等	米、レタス、ハクサイ、パインハウス等	1, 100, 780
R1. 9. 9	台風第15号	鹿嶋市、神栖市、行方市、鉾田市 等	ミニトマト、ピーマン、トマト、コマツナ、オクラ、ニラ 等	6, 054, 854
R1. 10. 13	台風第19号	水戸市、常陸大宮市、常陸太田市、結城市 等	リンゴ、大豆、レタス、ハクサイ、米 等	9, 730, 106
R2. 4. 13～14	強風等	鉾田市、鹿嶋市、茨城町、潮来市 等	メロン、ミニトマト、コマツナ、ホウレンソウ、ミズナ 等	598, 907



茨城県報

第 418 号

令和 5 年 (2023 年) 6 月 22 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (防災・危機管理課)	2
告 示	
●茨城県サービス業調査実施要項 (統計課)	3
●指定納付受託者の指定 (女性活躍・県民協働課)	5
●知事指定薬物の指定 (薬務課)	5
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定並びに廃止及び辞退 (福祉政策課)	5
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (2 件) (福祉政策課)	7
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定 (福祉政策課)	8
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定及び廃止 (福祉政策課)	8
●指定障害児通所支援事業者の指定 (8 件) (障害福祉課)	9
●指定障害児通所支援事業者の指定更新 (障害福祉課)	11
●指定障害児通所支援事業者の廃止 (2 件) (障害福祉課)	11
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (3 件) (障害福祉課)	12
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (6 件) (障害福祉課)	13
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (2 件) (障害福祉課)	14
●大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	15
●茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく災害の指定 (農業経営課)	16
●茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課)	16
●道路の区域の変更 (道路維持課)	16
●道路の供用の開始 (道路維持課)	17
●市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所 (建築指導課)	17
(教 育 委 員 会)	
●茨城県指定有形文化財の指定の解除	17

公 告

ウ 荷さばき施設の面積 21㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 7㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 10 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

令和 5 年 6 月 14 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 804 号

茨城県農林漁業災害対策特別措置条例（昭和 42 年茨城県条例第 20 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

指定災害

令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号による災害

茨城県告示第 805 号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和 52 年茨城県告示第 405 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

別表 2 中「0.80%」を「0.70%」に改める。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 5 年 6 月 19 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第 806 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。